

「NPO 法人小呂野 ゆあさ社会福祉士事務所」相談・支援にかかる契約書

_____ (以下「甲」という)と NPO 法人小呂野
ゆあさ社会福祉士事務所(以下「乙」という)とは、次のとおり契約する。

第 1 条 (契約の成立)

甲は、乙と相談・支援にかかる契約をすることとし、乙はこれを承諾した。

第 2 条 (目的)

この契約は、甲がよりよく生きることの実現、甲の抱えている様々な問題の解決、甲の福祉の向上が図られることを目的として、乙が甲へ支援することとする。

第 3 条 (支援対象者)

甲または甲が指定する者_____とする。

(以下、甲と表した場合「甲が指定する者」も含むこととする)

第 4 条 (支援内容)

乙は、甲からの相談に基づき、社会福祉士の倫理と専門的な技術を活用し甲へ支援を行う。

2 乙が行う支援内容は、甲の相談内容を解決するために必要な行為とする。

ただし、介護等の事実行為は含まれない。

第 5 条 (守秘義務)

乙は、相談で知りえた情報を漏らしてはならない。ただし次の項目に該当する場合は甲の承諾を得たうえで必要最小限の情報を提供することが出来る。

2 甲の支援を行うため、他の関係機関および関係者への情報提供。

3 乙は、この契約が終了後、甲に関しての情報を他へ漏らしてはならない。

第 6 条 (情報の取得)

甲は、乙が支援を行う上で、他の関係機関および関係者から情報を得ることについて、これを承諾する。

2 乙は、甲の関係機関等から知りえた情報は、甲の支援目的以外での利用は出来ない。

第 7 条 (報酬)

甲は、乙に対して別紙に定められた報酬を支払うこととする。

2 甲は、支援にかかる実費が生じた場合は、報酬とは別に乙へ支払うこととする。

3 甲が契約終了時において、乙への報酬等の未払いがある場合は、乙へ未払い分を支払わなければならない。

4 甲は、報酬の支払いが困難な場合は、別途定める免除規定に基づいて免除を受けることが出来る。その際は、乙に対して免除を受けたい旨の申し出を行う。

第8条（契約の期間と終了）

甲、乙のどちらかが、口頭または文書により契約を終了したいと申し出がされるまで、この契約は継続する。ただし、以下の項目に該当する場合はその限りではない。

- 2 甲が死亡した場合、死亡と同時にこの契約は終了する。
- 3 甲からの相談が1年以上ない場合は、乙の判断でこの契約を終了することが出来る。

第9条（紛争解決）

甲、乙の間で紛争が生じた場合、双方が話し合いをもって解決することとする。

- 2 十分な話し合いをしても解決しない場合、乙の事務所の住所を管轄する裁判所で紛争を解決することとする。

以上のとおり、本契約が成立したことを証するため、本書を二通作成し、甲乙記名押印の上、それぞれ一通を所持するものとする。

平成 年 月 日

(甲) 住所 _____

氏名 _____

印

(乙) 住所 〒041-0806 函館市美原5丁目31番10号

NPO 法人小呂野 ゆあさ社会福祉士事務所

代表 湯浅 弥

印